

年金額、保険料の引き上げなど

国民年金法が大幅改正

新五年年金の再開も

さきの、通常国会で、国民年金法が大幅に改正されたことについては、すでに新聞報道等でご存知のとおりですが、この改正により、来年一月から年金額と保険料の引き上げが行われるとともに、高齢者の任意加入である五年年金の再開、また来年一月から、六十七歳から支給される老齢特別給付金が新設されたなど、国民福祉の向上のために、幅広い改善がなされました。

老齢年金(納付) 月額二万円に

まず、来年一月から実施される拠出年金(保険料を納めて受ける年金)の年金額の引き上げについてみると、老齢年金のうち二十五年納付の年金額は、これまでの月額八千円が、一挙に

二万円に引き上げられ、附加年金(定額のほかに保険料を納めて受ける年金)の月額五千円と合わせると、一萬五千円の年金が受けられることになり、夫婦で五万円の年金を、毎月受けられる、いわゆる夫婦五万円年金が実現するわけです。

■新しい拠出年金額(四十九年

満六十七歳から受けられます

老齢特別給付金

○受けられる人 明治三十九年

四月一日以前の出生者で、

満六十七歳になった人。

○年金額 月額 四万円

(年額 四万八千円)

○支給開始 来年一月分から支給

給になりますが、支給の方法は四か月分ずつ年三回に

分けて支給しますので、第一回は、来年五月に一月から四月分までが支給されます。

○支給制限 老令福祉年金と同

じです。(前記、所得制限

の緩和および公的年金供給

制限の緩和の項参照)

○加入受付 来年三月三十一日まで。

○加入受付 来年三月三十一日まで。

○加入受付 来年三月三十一日まで。

○加入受付 来年三月三十一日まで。



一月実施、いずれも月額でカ
ッコ内は現行)

〔老齢年金〕▽二十五年納付

〓二万円(八千円)、附加年金

五千元(四千五百円)、▽十年

年金〓一万二千五百円(五千元)

▽五年年金〓八千円(二千五百

円)。

〔通算老齢年金〕▽基本額〓

一万二千二百円(三千二百円)

▽附加年金額〓二千元(千八百

円)

〔障害年金〕▽一級〓二万三

千円(一万一千円)、▽二級〓

一万八千四百円(八千八百円)

〔母子・準母子・遺児年金〕

▽第一子〓一万八千四百円(八

千四百円)、▽第二子〓八百円

(四百円)、▽第三子から〓四

百円(同額)。

〔本年十月実施〕

▽老齢福祉年金〓五千元(三

千三百円)、▽障害福祉年金〓

一級七千五百円(五千円)

〔来年一月実施〕

▽母子・準母子福祉年金〓第

一子六千五百円(四千三百円)

第二子八百円(四百円)、第三

子二百円(同額)。

〔来年一月実施〕

▽母子・準母子福祉年金〓第

一子六千五百円(四千三百円)

第二子八百円(四百円)、第三

子二百円(同額)。

福祉年金額もアップ

障害福祉年金は二級以上に

保険料を納めないで受けている福祉年金についても、それぞれ年金額が引き上げられるとともに、これまで年金制度の谷間の存在であった、満六十七歳から六十九歳までのお年寄りにも年金を支給する「老齢特別給付金」の制度が設けられ、所得制限の緩和など、一連の改善が行われました。

■新しい福祉年金額(いずれも

月額で、カッコ内は改正前)

〔本年十月実施〕

▽老齢福祉年金〓五千元(三

千三百円)、▽障害福祉年金〓

一級七千五百円(五千円)

〔来年一月実施〕

▽母子・準母子福祉年金〓第

一子六千五百円(四千三百円)

第二子八百円(四百円)、第三

子二百円(同額)。



設、詳細別掲)

■所得制限の緩和(本年五月か

ら実施、カッコ内改正前)

▽本人所得制限の限度額〓年

額四十三万円(三十八万円)

▽扶養義務者の所得制限〓六

人世帯を例とすると、年額五百

五十五万円(二百三十三万円)

■公的年金併給制限の緩和(本

年十月実施、カッコ内改正前)

▽戦争公務扶助料〓大尉まで

全額支給(中尉まで)、▽普通

恩給等との併給限度額〓年金額

十万円(六万円)

加入もれの高齢者のために

新五年年金を再開

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた人で、今まで国民年金に加入しなかった人は、これから加入しても老齢年金が受けられる「五年年金」が再開されます。この機会をのがさずに、ぜひ加入してください。

○加入できる人 前記期間の出生者で、恩給・老齢年金・通算老齢年金・退職年金などを受けられない人。

○加入受付 来年三月三十一日まで。

○加入受付 来年三月三十一日まで。